

論点等説明シート

事業名	トライアル雇用助成金事業					
予算の状況 (単位:百万円)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求
	予算額(補正後)	8,964	4,066	3,784	2,365	
	執行額	3,235	2,832	2,245		
	執行率	36%	70%	59%		

事業についての論点等

(事業の概要)

職業経験、技能、知識の不足等から安定した職業に就くことが困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に、これらの者を一定期間試用雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。

具体的には、主にニート、フリーター、母子家庭の母等、学卒未就職者、育児等でキャリアブランクのある人など安定した職業に就くことが困難である求職者を、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間(原則3ヶ月)試行的に雇用する事業主に対して、トライアル雇用助成金(対象者一人につき月額最大4万円(母子家庭の母等は月額最大5万円))を支給する。

【事業実施主体】

都道府県労働局(47局)

【助成内容】

(主な対象労働者)	(支給額)
・就労経験のない職業に就くことを希望する者	月額最大4万円
・就労支援にあたり、特別の配慮を有する者	月額最大4万円
・母子家庭の母等(父子家庭の父含む)	月額最大5万円
・若者認定企業の事業主が若年者(35歳未満)を雇用	月額最大5万円

【実績(28年度)】

常用雇用移行率 74.7% 支給決定人数 25,757人

(論点)

雇用失業情勢の改善や人手不足の深刻化による正社員求人増加に伴い、トライアル雇用を経ることなく就職できるケースの増加が一層見込まれる。

このような中、

- ①当該助成金の執行率が70%(平成28年度)と低調であり、現下の雇用失業情勢に照らして予算規模が適切なものとなるよう検討すべきではないか。
- ②対象労働者が安定した雇用に就くために、常用雇用移行率を高めていくことが必要ではないか。
- ③真に支援を必要とする求職者に本事業の活用が図られるよう検討すべきではないか。